

監査委員公表第595号

平成28年3月31日付け監査第977号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成28年7月12日

大分県監査委員 首 藤 博 文
 大分県監査委員 柳 井 貞 美
 大分県監査委員 濱 田 洋
 大分県監査委員 尾 島 保 彦

1 指摘事項についての措置状況

監査対象団体 (所管課)	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
社会福祉法人豊寿会 (高齢者福祉課)	平成27年10月1日	<p>指摘事項</p> <p>軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金において、入居者本人からの徴収額の算定を誤ったために、補助金が過大に交付されていた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>「大分県軽費老人ホーム利用料取扱要綱」では、夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの費用徴収額については、定められた徴収額から、30%減額した額を本人からの費用徴収額とすると定められているが、夫婦を別々に計算したことにより、1名分について本来徴収すべき額より低廉な額を徴収したため、費用基準額との差額を補填する補助金の過大交付が生じたものである。</p> <p>過大交付額については高額であることから、当該施設と協議の上、以下のとおり2回に分けて返還を受けることとした。</p> <p>1回目 平成28年4月28日収納済 返還額 100,000円</p> <p>2回目 平成28年6月3日収納済 返還額 1,530,200円</p>

		<p>なお、毎年実施している全施設対象実地調査において、夫婦入居者の有無の確認等を徹底するとともに、利用料認定の適正化に努めることにより再発の防止を図る。</p>
--	--	---

2 注意事項についての措置状況

監査対象団体 (所管課)	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
<p>公益財団法人大分 県産業創造機構 (工業振興課)</p>	<p>平成27年11月4日から 平成27年11月5日まで 平成28年1月20日</p>	<p>注意事項</p> <p>年度末時点で未払となっていた諸謝金の一部について、管理費（諸謝金）及び未払金として計上されていない事例及び減価償却費の計算が誤っていた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>諸謝金の一部については、相手からの請求がなく、翌年度支払としたが、前年度末の段階で未払金として計上するのを失念していた。</p> <p>また、減価償却費については、計算の誤りにより間違った償却額を入力していた。</p> <p>前年度に未払いとなっていた諸謝金については、翌年度に支払処理を行ったが、使途が会計監査人への諸謝金であり、毎年度継続的に発生する性質の経費であるので、収益性のない公益法人会計においては、必ずしも過年度分として経常外経費に振り替える必要はないとの公認会計士の助言を受け、振替え等の処理は行わないこととし、減価償却費については、再計算を行い、これまでの償却不足分を3月31日付けで経常外経費として処理し、平成27年度当初の残存価格を適正な状態に修正した旨、監査対象団体から報告を受けた。</p> <p>今後は、課内でのチェック体制を強化するなど、関係する職員への注意喚起を行い再発防止に努める。</p>
<p>豊後高田商工会議 所 (商工労働企画課)</p>	<p>平成27年11月25日</p>	<p>注意事項</p> <p>小規模事業経営支援事業において、記帳専任職員に補助対象外の職務を兼任させたにもかかわらず、兼任割合が考慮されることなく補助金が交付されていた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p>

		<p>本事案は、平成25年度の中途において総務課の職員が退職し、求人するも応募がなく欠員状態となり、記帳専任職員が1名過員状態にあったことから兼任が可能であり、記帳継続指導責任数を満たしさえすれば補助対象外の職務を兼任させてもよいとの誤った認識により、兼任割合を考慮することなく補助対象外の職務を兼任させたものである。</p> <p>総務課の職員欠員後、会計業務の停滞を回避するため、同業務の経験を持つ記帳専任職員にやむを得ず兼任させたものであり、故意や悪意によるものではないことから大分県補助金等交付規則第15条第1項による交付決定の取消はしないこととした。</p> <p>しかしながら、その兼任割合について考慮することなく当該記帳専任職員の人件費全額を補助対象経費とすることは適当ではない。</p> <p>一方で、業務の兼任割合が不明であり、適正な補助金額の算出が困難であるため、当会議所からの申出に基づき協議を行った上で、兼任割合を2分の1と推定し、既に交付した補助金のうち半額の補助金の返納を受け入れた。(4月1日付け返納通知、4月7日付け収納済)</p> <p>また、類似事案の発生を防止するため、今回の指摘の内容を各商工団体に文書で通知(4月1日付け通知済)するとともに、補助対象外の職務を兼任させる場合は、事前に県と協議を行い、記帳専任職員の記帳継続指導責任数を担保する「記帳指導カルテ」の指導内容を具体的に記述するよう指導した。</p>
<p>学校法人溝部学園 (私学振興・青少年課)</p>	<p>平成27年9月16日から 平成27年9月17日まで</p>	<p>注意事項</p> <p>大分県私立学校耐震化推進事業費補助金において、実施設計に係る補助対象経費の算出を誤ったために補助金が過大に交付されていた。</p> <p>措置状況</p> <p>法人及び県所管課において、補助対象経費を算出する際に、実施設計費の一部に補助対象外経費が含まれていることに考えが及ばな</p>

かったため、補助金の過大交付となった。

当事業は、国の補助事業であるため、同様の理由で国庫補助金の返還も発生することから、国の返還額の算定を待って、県の過大交付額を確定した後に、法人に対して返還を求める予定としている。

また、工事費の補助対象外経費に係る実施設計費の按分について、平成27年度実施事業分のチェックを行うとともに、私立学校事務職員研修においても周知徹底を図る。